

国保のことば

【資格関係】

★ 被保険者

保険の利益を受ける者。国保においては、被保険者としての地位は、一定の資格要件を有する者に対して法律上当然に与えられる。

被保険者の資格を取得すると、一方において法定給付事由が発生すれば権利として保険給付を受けると同時に、他方において保険料の納付義務を負う。

なお、平成 20 年度から、後期高齢者医療制度の導入に伴い、国保の被保険者は 75 歳未満の者となる。

① 一般被保険者

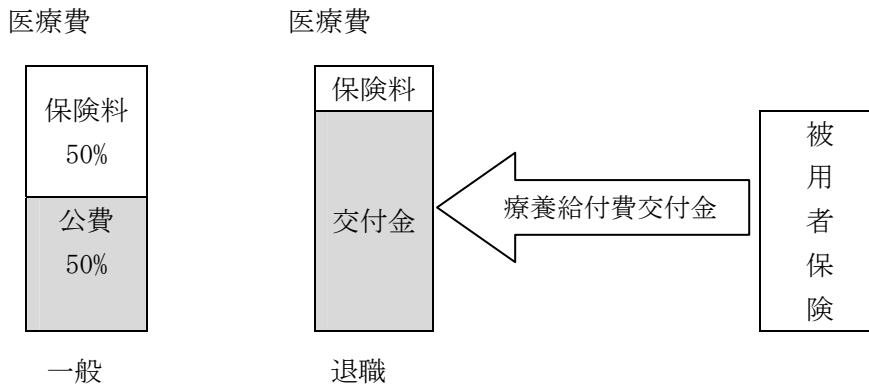
退職被保険者以外の被保険者をいう。

② 退職被保険者

被用者年金の老齢（退職）年金の受給者（加入期間が 20 年以上又は 40 歳以降 10 年以上である者）とその被扶養者であって、65 歳未満の者。

比較的疾病にかかりにくい時期に被用者保険に加入し、被用者保険に保険料を支払い被用者保険の財政安定に貢献している者が、退職し疾病にかかりやすい時期に国保に加入すると、被用者保険と国保の医療給付費に不均衡が生じるため、退職被保険者について、一般被保険者とは別に医療給付費に係る財政調整を行う。

■財政調整のイメージ■



★ 世帯主

国保においては「主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者」として取り扱われている。

国保は、被用者保険とは異なり、保険料の負担能力、事務能力などのない未成年者などについてもすべてこれを被保険者としているため、資格の取得喪失の届出、保険料の納付などに関する義務を世帯主に課している。

なお、世帯主が国保の被保険者ではなく、世帯員が国保の被保険者である場合でも、国保に係る届出や保険料の納付義務は世帯主が負うこととなっており、このような世帯を「擬制世帯」という。

★ 前期高齢者

医療保険の被保険者のうち、65歳から75歳未満の者のこと。平成20年度から各医療保険に加入している前期高齢者被保険者数に応じて財政調整が図られる。

【給付関係】

★ 療養の給付

社会保険の医療給付の形態には、大別して現物給付と現金給付の2つがある。

現金給付は、償還制ともいわれ、被保険者がいったん自己の負担において治療費を払い、その後保険者からその全額または別に定められた所定の額の払い戻しを受ける形式であるのに対し、療養の給付（現物給付）は、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのもの（現物）の給付を受け、その診療等に対する報酬は、保険医療機関等と保険者の間で決済する。

★ 療養費

医療保険制度においては療養の給付（現物給付）が原則となっているが、被保険者の責に帰さない特別の事由のため現物給付ができない場合、いったん自費で療養を受け、事後に現金でその費用を保険者から受ける（現金給付）もの。

保険医療機関等で現物給付をしていないコルセット等治療用装具代や、はり・灸・マッサージの施術を受けた場合、被保険者が被保険者証を提出しないで保険医療機関等で診療を受け、治療に要する費用の全額を支払った場合などがある。

★ 高額療養費

医療水準の向上に伴い、難病等に対する治療方法が飛躍的に発達しつつあるが、一方では、その医療費が極端に高額化する傾向がみられる。

このような場合、その一部負担金は被保険者の支払能力に関係なく増大するため、自己負担額は高額なものとなり、その支払は被保険者にとって過重な負担となる。

こうした過重な自己負担の軽減を図るため、被保険者の収入状況等に応じて自己負担限度額を定め、これを超える額を保険者が支給するもの。

★ 一部負担金

医療に要する費用の一部を受給者に負担させる制度。

医療保険の一部負担金の方法は、医療に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、受診者は保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。

■一部負担割合■

小学校就学前の者	2割
小学校就学から70歳未満	3割
70歳から75歳未満	2割（一定以上所得者 3割）

※平成26年度以降70歳となる人は2割となるが、昭和19年4月1日以前生まれの人は1割に据え置かれる。

★ 出産育児一時金

被保険者の出産に関して、条例で定めるところにより現金給付を行う。

■出産育児一時金 390,000円 産科医療補償制度に加入の場合は、30,000円を加算。

★ 葬祭費

被保険者の死亡に関して、条例で定めるところにより葬祭を行った者（必ずしも被保険者でなくてもよい）に現金給付を行う。

■葬祭費 20,000 円

★ 保健事業

保険者が被保険者の健康の保持増進等のために行う事業であって、健康教育・健康相談・健康診査等の事業。

本来、医療保険制度は、被保険者の病気、けが、出産、死亡に関して保険給付を行うことを目的としているが、さらに被保険者に対する健康の保持増進を目的とした事業を行うことによって、被保険者の健康が害されることによる保険事故の発生を未然に防ぐ。

【保険料関係】

★ 保険料率

保険者は、国保事業に要する費用に充てるため保険料を徴収しなければならない。

保険者は保険料を算定するため保険料率を定め、これにより世帯主に賦課する。

■倉吉市の保険料率

区 分		平成 26 年度	
医療分	所得割	6.80%	
	資産割	22.00%	
	均等割	24,600 円	
	平等割	22,400 円	20,200 円
		11,200 円	10,100 円
賦課限度額		510,000 円	
支援金分	所得割	1.90%	
	資産割	6.00%	
	均等割	6,800 円	
	平等割	6,200 円	5,200 円
		3,100 円	2,600 円
賦課限度額		160,000 円	
介護分	所得割	1.55%	
	資産割	6.50%	
	均等割	8,500 円	
	平等割	5,000 円	
	賦課限度額		140,000 円

※ 医療分、支援金分について、国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、当該世帯の国保加入者が1人となった場合、最初の5年間平等割を2分の1減額し、その後3年間、4分の1減額する。

★ 保険料の軽減

国保の被保険者には比較的所得者が多く、保険料負担が過重となる者があり、これを避けるため、一定の所得以下の世帯について、所得区分に応じて均等割額・平等割額（応益負担分）を7割・5割・2割軽減する措置。

★ 非自発的失業者の保険料の軽減

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、保険料を軽減措置であり前年の給与所得を30/100として算定する。高額療養費等の所得区分についても同様に給与所得を30/100として判定する。

【国保財政関係】

★ 老人保健拠出金（歳出）

平成20年3月31日まで実施されていた、75歳以上の人を対象とした老人医療制度を運営するための保険者の拠出金。

★ 後期高齢者支援金（歳出）

平成20年4月から実施された後期高齢者医療制度を運営するための保険者の拠出金。保険料のうち、支援金分が財源となる。

★ 介護納付金（歳出）

介護保険制度を運営するための保険者の納付金。

40歳から65歳までの介護保険第2号被保険者の保険料は、各医療保険が医療分と併せて徴収する。保険料のうち介護分が財源となる。

★ 共同事業拠出金（歳出）・共同事業交付金（歳入）

① 保険財政共同安定化事業

県内における市町村間の保険料の平準化や財政安定を図るため、市町村国保の拠出による共同事業を国保連合会が実施するもので、各市町村の過去のレセプト1件30万円以上80万円未満の医療費（対象医療費）の実績に応じ拠出金を支払い、現年度の対象医療費の給付実績に応じて交付金を受けるもの。

② 高額医療費共同事業

県内における市町村間の保険料の平準化や財政安定を図るため、市町村国保の拠出による共同事業を国保連合会が実施するもので、各市町村の過去のレセプト1件80万円以上の医療費（対象医療費）の実績に応じ拠出金を支払い、現年度の対象医療費の給付実績に応じて交付金を受けるもの。

★ 療養給付費負担金（歳入）

国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営に資するため、保険者が負担する医療費等の費用、老人保健拠出金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用について、国が定率（32%）の負担をするための負担金。

★ 財政調整交付金（歳入）

保険者の主に財政負担能力を考慮して配分される国の交付金であって、その総額は全保険者の保険給付に要する費用の見込額等の9%相当額とされている。

① 普通調整交付金

保険者間の医療供給体制の整備状況や産業構造等の相違によって医療費や所得に差異があり、財政力格差が存在する。

このような保険者間における財政力の不均衡を調整するため、画一的な測定基準によって保険者の財政力を測定し、財政力が一定基準以下の保険者に対して、その程度に応じて分配される交付金。

② 特別調整交付金

普通調整交付金とは異なり、画一的な測定方法では措置できない特別の事情がある場合に、保険者の特殊事情による財政難の不均衡を調整するため配分される交付金。

- * 災害等による保険料を減免
- * 災害等による一部負担金の減免
- * 流行病・災害による療養給付が多額
- * 地域的特殊疾病に係る療養給付費が多額
- * 原爆被爆者に係る療養給付費が多額
- * へき地直営診療施設の運営費補助
- * その他特別の事情があること

★ 都道府県財政調整交付金（歳入）

国の財政調整交付金と同様の趣旨で、保険者の主に財政負担能力を考慮して配分される都道府県の交付金であって、その総額は全保険者の保険給付に要する費用の見込額等の9%相当額とされている。

★ 療養給付費交付金（歳入）

退職被保険者の項で説明したとおり、退職被保険者の療養給付の費用に充てるため、被用者保険が支払う拠出金を財源に配分される交付金。

退職被保険者の療養給付の費用から、退職被保険者の保険料を除いた額が交付される。

★ 前期高齢者交付金（歳入）

平成20年度から導入された、保険者間の新たな財政調整制度。

全医療保険に加入している65歳から75歳未満の前期高齢者の加入率を算出し、各医療保険の前期高齢者の加入率に応じて財政調整を行う。加入率が平均を下回れば拠出金を支払い、加入率が平均を上回れば交付金を受ける。

★ 保険基盤安定制度（歳入）

保険者が、一般被保険者の保険料を軽減（7割・5割・2割）した場合、その軽減した額に相当する額を、市町村の一般会計から国保会計に繰り入れる制度。

★ 財政調整基金

国保会計の不測の事態に備え、積み立てている資金。

■ 倉吉市の基金残高

平成24年度末（決算） 581,000,000円

平成 25 年度末（決算） 551,000,000 円

平成 26 年度末（予算） 486,000,000 円

*平成 23 年度に平成 24 年度から 3 年間の財源補てん（保険料軽減）のため、一般会計から繰り入れ 200,000 千円を基金へ積立てた。